

### 第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類5	歴史香るみどりゆたかで快適なまち	中分類1	みどりとうるおいのある環境整備
小分類1	みどりの保全・緑化の推進		

#### 第3期中期計画における「現況と課題」

都市の「みどり」は、人々の感性を磨き、豊かな心を育て、快適で潤いのある生活環境を形成するなど、将来に残すべき市民共有の財産です。また、災害発生時においては、避難路、火災の延焼防止帯などとして多様な機能を有しています。さらに、「緑のオープンスペース」は、良好な環境の維持・形成に重要な役割を果たしているほか、都市の安全性の確保、潤いのある都市景観の形成やレクリエーションの場の提供など、多様な役割を有しております、市民生活に欠くことのできないものです。

本市では、市域の7割以上が緑で占められていますが、そのほとんどは東部の山麓丘陵地にあります。このため、市街地の緑化は特に重要であり、市街地における緑地面積等を増加させる必要があります。

「みどり」の保全と緑化の推進のため、緑化の普及・啓発の様々な取組を実施するとともに都市緑化・地域緑化の中心的な役割を担う先導的なモデルとして公共施設の緑化にも取り組んできました。都市緑化基金を活用して民有地の緑化も進めていますが、より効果的に緑化施策を進めるためには、市民と協働、役割を分担することが重要であり緑化活動への市民協働・市民参画につながる事業を継続して実施し、市民のさらなる緑化への意識高揚を図るとともに、緑化活動を行う人材の後継者を育成し、より効果的・効率的に花と緑あふれる地域環境の創出に努める必要があります。

#### 第2期中期計画

##### 目標

市民が「みどり」と潤いのある環境を実感できるよう、市街地を中心として市民と一体となった「みどり」の保全と創出に努めます。

#### 第3期中期計画

##### 目標

市民が「みどり」と潤いのある環境を実感できるよう、市街地を中心として市民と一体となった「みどり」の保全と創出に努めます。



## 第2期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
市街地等における 緑地面積の割合	24.5% (平成21年度)	↗	30% (平成32年度)	



## 第3期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
市街地等における 緑地面積の割合	26.02%	↗	30%	

### 備考

### 関連部門計画

- 宇治市みどりの基本計画

## 第2期中期計画

### 取組の方向

#### 1. みどりの保全と緑化の推進

良好な市街地の環境を形成するため、「みどり」の保全に努め、公共施設や民有地の緑化を推進します。

#### 2. 緑化の普及・啓発

市民の緑化意識の高揚を図るため、緑の文化拠点である植物公園を中心とした緑化の普及・啓発に努めます。

#### 3. 緑化活動への支援

市民と協働して緑化の推進に取り組むため、緑化ボランティア等市民の主体的な緑化活動への支援を推進します。

## 第3期中期計画

### 取組の方向

#### 1. みどりの保全と緑化の推進

良好な市街地の環境を形成するため、「みどり」の保全に努め、公共施設や民有地の緑化を推進します。

#### 2. 緑化の普及・啓発

市民の緑化意識の高揚を図るため、緑の文化拠点である植物公園を中心とした緑化の普及・啓発に努めます。

#### 3. 緑化活動への支援

市民と協働して緑化の推進に取り組むため、緑化ボランティア等市民の主体的な緑化活動への支援を推進します。

### 備考



### 第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類5	歴史香るみどりゆたかで快適なまち	中分類1	みどりとうるおいのある環境整備
小分類2	公園・緑地の有効活用		

#### 第3期中期計画における「現況と課題」

市内の公園は、子供たちの遊び場であるとともに、近年は地域の高齢者の憩いの場としても利用されるなど公園に求められる役割や機能も多様化しています。このような状況の中、遊具の更新に際しては、地域の要望等も踏まえながら、子供に限らず高齢者等でも使用できる健康遊具を設置し、健康づくりの推進にも寄与しています。また、災害時に備え、炊き出し可能なまどベンチを設置するなど、一時避難所としての役割を担うなど、市民ニーズに対応した整備に努めるとともに、計画的かつ効率的な維持管理に努めています。

今後は、公園面積や緑地面積を増やすのみではなく、市民が質の高い生活空間として潤いと安らぎを実感できるように努める必要があります。

黄檗公園や西宇治公園などの地区公園は市民の利用が多く、幅広いニーズに対応しながらの整備が必要です。黄檗公園については、計画的に再整備事業に取り組み、防災拠点としての機能強化を図る必要があります。

都市緑化の拠点の役割を担ってきた植物公園については、施設の老朽化も進んでおり、利用者ニーズを分析する中で植物公園のあり方について、また収支改善に向けた対策について検討するとともに、効果的、効率的な都市緑化施策を推進していく必要があります。

#### 第2期中期計画

##### 目標

市民に潤いと安らぎのある生活空間を提供するため、公園の整備と機能強化に努め、公園・緑地を有効活用できるように努めます。

#### 第3期中期計画

##### 目標

市民に潤いと安らぎのある生活空間を提供するため、公園の整備と機能強化に努め、公園・緑地を有効活用できるように努めます。



## 第2期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望 (平成32年度)	備考
市民1人あたりの 都市公園の面積	7.48m <sup>2</sup> /人	↗	14.79m <sup>2</sup> /人 (平成32年度)	
植物公園入園者数	105,928人	↗	130,000人	



## 第3期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望 (平成32年度)	備考
市民1人あたりの 都市公園の面積	7.6m <sup>2</sup> /人	↗	14.79m <sup>2</sup> /人 (平成32年度)	
植物公園入園者数	95,033人	↗	130,000人	

### 備考

### 関連部門計画

- ・ 宇治市みどりの基本計画

## 第2期中期計画

### 取組の方向

#### 1. 公園・緑地の整備

ライフスタイルや市民ニーズの変化に対応するため、地域の実情に応じた公園・緑地の整備を行います。

#### 2. 公園・緑地の適正な管理

公園・緑地が安全で快適に利用されるため、ライフサイクルの観点を取り入れた計画的かつ効果的な管理に努めます。

#### 3. 植物公園の活用

市民が自然と緑の文化に触れ合う場を提供するため、植物公園を活用し、各種講座・相談・情報提供を行います。

#### 4. 黄檗公園・西宇治公園の活用

市民の幅広いニーズに応えるため、運動施設を備えた黄檗公園・西宇治公園を活用するとともに、黄檗公園を防災拠点として再整備に取り組みます。

## 第3期中期計画

### 取組の方向

#### 1. 公園・緑地の整備

ライフスタイルや市民ニーズの変化に対応するため、地域の実情に応じた公園・緑地の整備を行います。

#### 2. 公園・緑地の適正な管理

公園・緑地が安全で快適に利用されるため、  
• ライフサイクルの観点を取り入れた計画的かつ  
• 効果的な管理に努めます。

#### 3. 植物公園のあり方の検討

効果的、効率的な都市緑化施策を推進するため、利用者ニーズを踏まえ、今日的な視点に立って、植物公園のあり方について検討します。

#### 4. 黄檗公園・西宇治公園の活用

市民の幅広いニーズに応えるため、運動施設を備えた黄檗公園・西宇治公園を活用するとともに、黄檗公園を防災拠点として再整備に取り組みます。

### 備考

「3.植物公園のあり方の検討」について、現況と課題の内容を反映し修正しています。



## 第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類5	歴史香るみどりゆたかで快適なまち	中分類2	歴史と景観が調和したまちづくり
小分類1	歴史と調和したまちづくりと景観の形成		

### 第3期中期計画における「現況と課題」

本市は、世界遺産の平等院・宇治上神社をはじめ、数多くの社寺や、宇治茶に関連する伝統的な家屋も多く残され、歴史的な資産に恵まれています。さらに、宇治川や東部の山麓丘陵地には豊かな自然が残るなど非常に恵まれた環境にあり、優れた都市景観が形成されています。

近年の都市化の進行は、優れた都市景観にも大きな影響を与え、危惧すべき問題を発生させることがあるため、「景観法」に基づく景観行政団体になり、より一層景観行政を進めるための基本的な計画として「宇治市景観計画」を策定するとともに、2015年(平成27年)には、「宇治市風致地区条例」を制定して、良好な景観の形成と風致の維持に取り組んでいますが、行政主体の施策のみでは実現できるものではなく、地域住民の主体的な取組や理解を進めることが重要です。今後とも市民がまちづくりへ参加できる取組を推進し、景観への关心や意識を高め、市民が主体となって、屋外広告物も含めた良好な景観の形成と宇治らしい風致の維持を進める手法の検討を行っていく必要があります。

一方、宇治川に代表される自然景観を骨格とし、重層的に発展した市街地とその周辺に点在する茶園によって構成される独特の宇治の文化的景観が評価され、国の重要文化的景観に選定されました。今後は、景観計画重点区域に併せ、重要文化的景観地区を拡大する取組を推進するとともに、「宇治市歴史的風致維持向上計画」に沿って歴史的な建造物の修理や道路環境の整備など、歴史的風致の維持向上を図るために事業を推進することで、歴史と調和したまちづくりを進める必要があります。

また、歴史公園については、国史跡宇治川太閤堤跡の保存・活用を図り、「秀吉と宇治茶」を中心とした宇治の歴史や文化を伝えるとともに、宇治茶に関する様々な体験ができる観光交流の場とすることにより、周辺地域と連携して宇治の観光振興及び地域振興を図ることを目的に整備を進めることとしており、歴史公園の課題となっている宇治橋周辺での駐車場の確保を含めて、観光バスのアクセス方法についても検討していく必要があります。

### 第2期中期計画

#### 目標

歴史的な資産と一体となった都市環境を創出するため、地域の歴史・文化・伝統により形成された宇治の文化的景観を保存し、まちづくりに活用するとともに、宇治川太閤堤跡とその周辺地域を含めた歴史と調和したまちづくりに努めます。

住環境整備・景観保全を図るため、地域住民の主体的な取組を支援し、歴史・文化遺産と調和し、また、地域の特性に応じた良好な都市景観の形成への取組を進めます。

### 第3期中期計画

#### 目標

歴史的な資産と一体となった都市環境を創出するため、地域の歴史・文化・伝統により形成された宇治の文化的景観を保存し、まちづくりに活用するとともに、宇治川太閤堤跡とその周辺地域を含めた歴史と調和したまちづくりに努めます。

住環境整備・景観保全を図るため、地域住民の主体的な取組を支援し、歴史・文化遺産と調和し、また、地域の特性に応じた良好な都市景観の形成への取組を進めます。

## 第2期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
宇治川太閤堤跡の 拠点整備進捗率	推進	推進	完成	
重要文化的景観地区 選定面積	228.5ha	520.0ha	520.0ha	
景観計画重点区域面積	520ha	555ha	555ha	



## 第3期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
宇治川太閤堤跡の 拠点整備進捗率	推進	完成	—	平成33年度～平成48年度末まで運営
重要文化的景観地区 選定面積	228.5ha	520.0ha	520.0ha	
景観計画重点区域面積	555ha	555ha	555ha	

### 備考

### 関連部門計画

- ・歴史的風致維持向上計画
- ・宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり構想
- ・文化的景観保存計画
- ・宇治市都市計画マスタープラン
- ・宇治市景観計画

## 第2期中期計画

### 取組の方向

#### 1. 宇治川太閤堤跡の保存・活用

国の史跡に指定された宇治川太閤堤跡を保存し、その活用を図るため、周辺地域を含めて「秀吉とお茶」をテーマとする施設整備を行います。

#### 2. 重要文化的景観の保存・活用

重要文化的景観に選定された宇治の文化的景観を守り、市民の誇りにつなげていくため、文化的景観のPRに努めるとともに、保護に必要な修景整備等を進めます。

#### 3. 歴史と調和した取組の推進

「宇治市歴史的風致維持向上計画」に沿って、歴史と調和したまちづくりを推進します。

#### 4. 景観形成活動への支援

良好な都市景観を保全するため、周辺景観と調和した建築物等への規制・誘導を行うとともに、良好な景観形成への支援を行います。

#### 5. 都市景観の保全

市民・事業者・行政の協働による都市景観形成を促進するため、必要な支援を行うとともに、啓発活動を推進します。

## 第3期中期計画

### 取組の方向

#### 1. 歴史公園の整備

国史跡宇治川太閤堤跡の保存・活用を図り、宇治の歴史・文化を総合的に分かりやすく伝えるとともに、宇治茶に関する様々な体験ができる観光交流の場として整備を進めます。

#### 2. 重要文化的景観の保存・活用

重要文化的景観に選定された宇治の文化的景観を守り、市民の誇りにつなげていくため、文化的景観のPRに努めるとともに、保護に必要な修景整備等を進めます。

#### 3. 歴史と調和した取組の推進

「宇治市歴史的風致維持向上計画」に沿って、歴史と調和したまちづくりを推進します。

#### 4. 景観形成活動への支援

良好な都市景観を保全するため、周辺景観と調和した建築物等への規制・誘導を行うとともに、良好な景観形成への支援を行います。

#### 5. 都市景観の保全

市民・事業者・行政の協働による都市景観形成を促進するため、必要な支援を行うとともに、啓発活動を推進します。

### 備考

「1.歴史公園の整備」について、現況と課題の内容を反映し修正しています。



### 第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類5	歴史香るみどりゆたかで快適なまち	中分類2	歴史と景観が調和したまちづくり
小分類2	文化財保護と伝統文化の継承		

#### 第3期中期計画における「現況と課題」

宇治は、豊かな歴史と文化を誇るまちです。中世に成立した茶の湯は、宇治を有数の茶どころとして繁栄させ、日本文化を代表する「茶道」として昇華し、その伝統は今も脈々と引き継がれています。

時を経て今、市民の日常生活の中に當々として息づく伝統文化や年中行事として大切に継承されてきた伝統行事があり、担い手の育成や記録作成などを検証し、保存活動に努める必要があります。

恵まれた歴史と文化を活かしたまちづくりを進めるため、貴重な文化財や伝統行事について市民と行政がともにその重要性を理解し、協働により保護・継承を図る必要があります。

また、世界遺産の平等院・宇治上神社をはじめ、数多くの文化財は宇治の歴史とそこに生きた人々の営みを知ることができる貴重な歴史・文化遺産であり、宇治茶の生業が結び付いて形作られた宇治の文化的景観は、高く評価されています。

さらに、発掘調査による建造物跡や経塚を確認した白川金色院跡、宇治川太閤堤跡の遺跡の発見と国史跡の指定、宇治の美しい景観を代表する宇治橋上流景観の一画を構成している二子山古墳とその周辺丘陵部の史跡・名勝指定に向けた取組など、全国的な重要遺跡の全貌解明と埋蔵文化財に関する情報を発信することにより、文化財の保護に努めています。

一旦失われると二度とは再生できない貴重な文化財を次世代に継承していくため、保全、防災面においても施策の一層の充実に努めるとともに、宇治市文化財みまもり隊等地域と連携した防災組織を充実させ、周辺市街地を含めた一体的な防災力の向上を図っていく必要があります。

#### 第2期中期計画

##### 目標

恵まれた歴史と文化をまちづくりの基盤とするため、文化財等の重要性についての市民理解を深める取組に努めるとともに、保護・活用に関する取組を推進します。また、市民と行政が協働して文化財防災に関する取組を推進し、貴重な文化財や伝統文化を次代に継承していきます。



#### 第3期中期計画

##### 目標

恵まれた歴史と文化をまちづくりの基盤とするため、文化財等の重要性についての市民理解を深める取組に努めるとともに、保護・活用に関する取組を推進します。また、市民と行政が協働して文化財防災に関する取組を推進し、貴重な文化財や伝統文化を次代に継承していきます。

## 第2期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
有形文化財の保存率	100%	100%	100%	



## 第3期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
有形文化財の保存率	100%	100%	100%	

### 備考

### 関連部門計画

## 第2期中期計画

### 取組の方向

#### 1. 文化財の保護・活用

文化財の保護・活用のため、それらの適切な管理と修理の充実を図るとともに、文化財をまちづくりに活用します。

#### 2. 埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財を保護するため、開発等に際して埋蔵文化財等の貴重な遺跡に関する調査研究を推進するとともに、市民・事業者への情報発信の強化を図ります。

#### 3. 伝統文化の継承と支援

伝統文化を継承するため、これらに関する調査研究を進めるとともに、市民への情報発信や啓発活動に努めます。

#### 4. 文化財防災の推進

文化財防災を推進するため、防災施設の整備を促進するとともに、宇治市文化財まもり隊等地域と連携した防災組織を充実するなど防災力の向上を図ります。

## 第3期中期計画

### 取組の方向

#### 1. 文化財の保護・活用

文化財の保護・活用のため、それらの適切な管理と修理の充実を図るとともに、文化財をまちづくりに活用します。

#### 2. 埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財を保護するため、開発等に際して埋蔵文化財等の貴重な遺跡に関する調査研究を推進するとともに、市民・事業者への情報発信の強化を図ります。

#### 3. 伝統文化の継承と支援

伝統文化を継承するため、これらに関する調査研究を進めるとともに、市民への情報発信や啓発活動に努めます。

#### 4. 文化財防災の推進

文化財防災を推進するため、防災施設の整備を促進するとともに、宇治市文化財まもり隊等地域と連携した防災組織を充実するなど防災力の向上を図ります。

### 備考



### 第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類5	歴史香るみどりゆたかで快適なまち	中分類3	快適な都市交通とバリアフリーのまちづくり
小分類1	交通安全とバリアフリーの推進		

#### 第3期中期計画における「現況と課題」

交通事故の発生件数・負傷者数とも2005年(平成17年)度をピークとして減少傾向にありますが、高齢者が関わる事故の割合は増加傾向を示しています。

高齢者や子どもの交通事故防止の観点から、通学路をはじめとする生活道路において、地域の交通実態に応じて関係機関と協議しながら、子どもから高齢者まで安心して歩くことができるようさらなる安全対策を実施していく必要があります。

道路等ハード面の整備と合わせ、市民一人ひとりの交通安全意識の向上を図るとともに、これまでにも、交通安全街頭啓発や学校における交通安全教室を実施し、交通安全の推進を図っており、引き続き関係機関と緊密な連携のもと交通安全対策を進めていくことが重要です。また、全交通事故のうち2割が自転車の関わる事故であることから、「宇治市自転車の安全な利用を促進する条例」に基づき、自転車を安全に利用する方法についての市民理解を深めるとともに、交通ルールが遵守され、マナーが向上するような対策の検討を進めていく必要があります。

また、自転車等駐車場については、駅前における放置自転車を防止し、良好な環境を維持することに効果を発揮していますが、近年、利用台数の減少により収入が減少傾向にあることなどが課題となっているほか、始発終電対応をはじめとする利便性向上への取組も求められています。このことから、「宇治市公共施設等総合管理計画」との整合を図り、自転車等駐車場全体のあり方を定める中で、より効果的・効率的な管理運営を図るとともに規模の適正化についても検討する必要があります。

バリアフリーについては、「宇治市交通バリアフリー全体構想」に沿って、駅施設のバリアフリー化や周辺道路の歩道整備など、駅周辺の一体的なバリアフリー化に取り組んでいます。2014年(平成26年)度には、バリアフリー全体構想を改定し、木幡、黄檗及び伊勢田地区を重点整備地区と位置付け、基本構想を策定しており、この基本構想に沿って、計画的な取組を検討する必要があります。

#### 第2期中期計画

##### 目標

子どもから高齢者まで安心して移動することができるよう、交通安全に向けた取組と公共施設のバリアフリー化を推進します。



#### 第3期中期計画

##### 目標

子どもから高齢者まで安心して移動することができるよう、交通安全に向けた取組と公共施設のバリアフリー化を推進します。

## 第2期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
交通事故件数	892件 (平成24年)	↖	↖	
バリアフリー基本構想 作成箇所数	2箇所	↗	↗	



## 第3期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
交通事故件数	575件	↖	↖	
バリアフリー新法に基づく バリアフリー化済鉄道駅数	10駅	↗	14駅	

### 備考

バリアフリー基本構想の作成は第2期中期計画期間中に完了するため、新たな指標値に変更します。

### 関連部門計画

- ・ 宇治市交通安全計画
- ・ 宇治市交通バリアフリー全体構想
- ・ 宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想
- ・ 大久保駅周辺地区交通バリアフリー基本構想

## 第2期中期計画

### 取組の方向

#### 1. 交通安全対策の充実

市民の交通安全を確保するため、交通安全教育の実施や各種啓発活動を推進します。

#### 2. 駐車秩序の確立

自動車・自転車等の駐車秩序を維持するため、駐車場の運営・整備を行うとともに、自転車等の放置防止の啓発に努めます。

#### 3. バリアフリー化の推進・促進

高齢者・障害者等の移動を円滑化するため、鉄道駅や周辺道路などをはじめとしたバリアフリー化を進めます。

## 第3期中期計画

### 取組の方向

#### 1. 交通安全対策の充実

市民の交通安全を確保するため、交通安全教育の実施や各種啓発活動を推進します。

#### 2. 駐車秩序の確立

自動車・自転車等の駐車秩序を維持するため、駐車場の運営・整備を行うとともに、駐輪場のあり方について検討するほか、自転車等の放置防止の啓発に努めます。

#### 3. バリアフリー化の推進・促進

高齢者・障害者等の移動を円滑化するため、鉄道駅や周辺道路などをはじめとしたバリアフリー化を進めます。

### 備考

「2.駐車秩序の確立」については、今後、より効果的・効率的な管理運営を図るとともに、駐輪場全体のあり方を検討し、規模の適正化についても検討する必要があるという現況と課題を反映し修正しています。



### 第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類5	歴史香るみどりゆたかで快適なまち	中分類3	快適な都市交通とバリアフリーのまちづくり
小分類2	公共交通機関の整備促進		

#### 第3期中期計画における「現況と課題」

本市ではJR奈良線・近鉄京都線・京阪宇治線・京都市営地下鉄東西線の4本の鉄道が都市公共交通の骨格を形成しており、市民の重要な交通手段となっています。

JR奈良線の高速化・複線化第一期事業において、宇治駅橋上化改築、JR小倉駅設置や一部区間の複線化がなされ、京都市営地下鉄東西線の六地蔵駅までの延伸化に伴い、運行本数の増加・高速化が図られました。さらなる市民の利便性の向上のため第二期事業を推進する必要があります。

第二期事業は、2013年(平成25年)度に完成目標年度を2023年(平成35年)度とする基本協定をJR西日本と締結し、環境影響評価を実施の上、2017年(平成29年)度からは市内における本体工事が本格的に開始されています。また、関連事業として、JR六地蔵駅改築やJR新田駅東口新設を予定し、JR西日本と協議を重ねており、その他の関連事業についても市民の安全や利便性の向上といった事業効果等を見極める中で取組を検討することとしています。

一方、市民の身近な交通手段である路線バスは、路線数や主要6箇所のバス停留所の乗降客数は、2004年(平成16年)度をピークに減少に転じています。市民の利用促進や事業者による運行確保に努められたものの、この間の人口減少、少子高齢化の進展、自家用車の普及などによる路線バスの利用者数の減少に伴い、不採算路線が休廃止されるなどバス路線数も減少しました。2014年(平成26年)度からバス路線が休廃止になった地域を対象とした地域住民・交通事業者・市が一体となった地域の公共交通を確保する「宇治市のりあい交通事業」を展開しており、引き続き地域と協働し、公共交通の確保に努める必要があります。

また、公共交通機関の利用促進を図ることが重要であることから、公共交通機関の利用環境及びサービスの向上を促進することや利用者・事業者・行政等が協力してイベント等を実施することにより全市的な利用促進を図るなど、取組を検討していく必要があります。

また、将来人口の減少や高齢者等の交通弱者の増加が見込まれる中で、地域と協働した交通手段の確保の状況も踏まえ、今後の市の公共交通のあり方についての検討が必要です。

#### 第2期中期計画

目標
自動車交通から公共交通機関への利用促進を図るために、公共交通機関の利用環境及びサービスの向上を促進します。



#### 第3期中期計画

目標
自動車交通から公共交通機関への利用促進を図るために、公共交通機関の利用環境及びサービスの向上を促進します。

## 第2期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
市内鉄道駅乗降客数	14.8万人／日	→	→	
主要バス停乗降客数	1.0万人／日 (平成23年度)	→	→	
バス路線数	58路線	↘	↘	



## 第3期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
市内鉄道駅乗降客数	15.0万人／日	↗	→	
主要バス停乗降客数	1.0万人／日	→	→	
バス路線数	52路線	→	→	

### 備考

### 関連部門計画

- 宇治市総合都市交通体系計画

## 第2期中期計画

### 取組の方向

#### 1. 鉄道輸送力の増強及び安全性の向上

利用者の利便性向上のため、JR奈良線の高速化・複線化第二期事業に取り組むとともに、輸送力増強のためJR奈良線の全線複線化及び安全性の向上のため近鉄京都線の立体交差化などを促進します。

#### 2. バス交通の確保及び公共交通のあり方の検討

バス交通を市民の身近な交通手段として確保するため、より利用しやすいバスサービスの向上等により利用促進を図るとともに、交通不便地等の公共交通のあり方について検討し、市民と協働し交通手段の確保に努めます。

## 第3期中期計画

### 取組の方向

#### 1. 鉄道輸送力の増強・安全性の向上

利用者の利便性向上のため、JR奈良線の高速化・複線化第二期事業に取り組むとともに、輸送力増強のためJR奈良線の全線複線化及び安全性の向上のため近鉄京都線の立体交差化などを促進します。

#### 2. 市の公共交通のあり方の検討

既存公共交通を維持するため、より利用しやすいバスサービスの向上等により利用促進を図るとともに、本市全体の今後の公共交通のあり方について検討し、市民と協働した交通手段の確保に努めます。

### 備考

「2.市の公共交通のあり方の検討」については、バス交通のみでなく、鉄道その他の交通手段も含めた公共交通の維持とそのあり方について、検討の必要があり、第2期中期計画時の「交通不便地」という表現についても、定義があいまいとなっており、公共交通のあり方についての検討の中で議論がなされるものであるため、修正しています。

